

『太宰府備考』と太宰府址碑

重松 敏彦

はじめに

本稿の主眼は、本誌に翻刻を掲載させていただいた竹田定簡著『太宰府備考』（以下「備考」と略す）の内容を紹介することにある。とともに、この『備考』所載の太宰府旧蹟碑の碑文案が太宰府址碑のそれに踏襲されている点を明らかにしておきたいと考えている。

現在、太宰府政厅（都府楼）正殿跡には三基の石碑が建っている。

太宰府碑、都督府古趾、太宰府址碑の三碑であり、太宰府址碑は最も西側に建つ。この碑は、明治十三（一八八〇）年八月造立、碑文は時の福岡県令渡辺清の撰とあるが、これはいま述べたように『備考』所載のそれを踏襲しているとみられる。実は、このことについてはすでに指摘がある。すなわち、福岡県の地方史家で、福岡県立図書館長を務めたことのある伊東尾四郎（一八六九～一九四九年）が

其の後明治になつて建碑の議復起り、定簡の文（筆者注・『備考』所載太宰府旧蹟碑文のこと）は写して行かれたが、愈碑が出来上

ると、県令渡辺清の撰文となり、現に太宰府址に建てられている。尤も県令の撰文は、定簡の撰文と一見大に異なつてゐるが、仔細に検討すると、安徳帝西狩駐蹕當時尚存旧制云とか、府制（亦）大変、降（下）至足利之衰、府序遂廢矣とか、曹局所在（雖）不可復弁とか、涙祀僅知其處耳とか、両々相似た所が多い。定簡の

文が原稿となり、それが大に改訂されたものと思われる。
と述べている。この見解を承けて川添昭二氏も

大宰府都府楼跡・蔵司跡が田地開発のためなくなろうとしていたので、時の郡奉行矢野太左衛門昭徳が古跡保存のために碑を建てようとして藩儒竹田定簡に碑文を依頼した。碑文は成ったが、建碑のことは沙汰止みとなり、結局、明治になつて建てられている。とされているのである。

しかし残念ながら、こうした事実は地元でも意外に知られていないらしい。たとえば、太宰府市石坂にある九州国立博物館のホームページを閲覧すると、「西都 太宰府」データベースのなかに「正殿に立つ三つの石碑」という箇所があるが、この太宰府址碑については

左手にある石碑（筆者注・太宰府址碑のこと）は、政厅跡が忘れ去られていくことを恐れた御笠郡の人々が、明治一三年（一八八〇年）、福岡県令渡辺清に文を撰してもらい、太宰府の由来を記したもののです。

とだけ記されており、『備考』や、そのなかの太宰府旧蹟碑のことにはふれられていない。また、平成十八（二〇〇六）年九月十六日から十一月五日まで、太宰府市文化ふれあい館（同市国分所在）において開館十周年記念特別展「拓本でたどる保存の心」が開催された。この展示は、太宰府市内随所にみられる石碑のうちから、特に「さいふま

「いり」の道沿いの石碑を取りあげ、その碑文を拓本によって示し、その内容や建碑の由来、そしてゆかりの人物などを紹介したものであつた。太宰府址碑も取りあげられているが、同展図録の解説にはやはり太宰府の由来を石に刻むべく、人々が撰文を依頼したのは、当時の福岡県令で大村藩出身の渡辺清であった。

とだけ記されているのである。こうしてみると、この二つの碑文の関係はいまだ十分に周知されてはいないといえよう。

また、両碑文に関する伊東の指摘は、その「相似た所」に注目したものであるが、しかしそれで十分ではなく、両者の比較ということであり、その共通点のみならず相違点も含めて検討すべきであろうと思われる。さらに、先にわたくしは、近世福岡藩における古代太宰府研究を検討するなかで、『筑前国続風土記』『筑前国続風土記附録』『筑前国続風土記拾遺』をはじめとして、青柳種信『太宰府志』、上野勝従『太宰府考』、伊藤常足『太宰府徵』⁽³⁾などを取りあげたことがあるが、この『備考』にはふれなかつた。しかしこれは、福岡藩儒の手になるものとして、同藩における古代太宰府研究のなかにきちんと位置づけてみる必要性を感じている。

以上のような観点に立ち、本稿ではまず『備考』の内容を紹介し、先述した拙稿の闕を補うこととした。ついで同書所載の太宰府旧蹟碑文と太宰府址碑文との比較検討を詳細に行い、この両者の関係を明らかにしたい。最後に、この太宰府址碑造立の過程を、管見の限りにおいて示しておこうと思う。

第一章 「備考」執筆の契機とその内容

『竹田文庫仮目録』⁽⁴⁾によると、資料番号三四三一の標題（資料名）は「太宰府備考 全（文德実録卷4）」となつてゐる。その構成を簡単に記しておく。この資料は大きく（1）「太宰府備考 全」、（2）「太宰府備考 全」、（3）「太宰府備考」、（4）「文德実録卷4」に分けられる。（1）～（3）はほぼ同内容で、おそらく（1）がほとんど完成本に近いもので、（2）がその草稿本と考えられる。（3）は奥書によつて門人中島直幹が写したものであることが知られる。（4）は冒頭の記載、及び『竹田文庫仮目録』の標題によつて「文德実録卷4」としたが、内容的には諸書より太宰府関係を抜粋した記事の集成である。そして、それら抜粋された記事のほとんどが『備考』本編に載録されているのである。本誌に翻刻を掲載したのは、このうちほぼ完成本と推定される（1）の部分である。

『備考』の内容紹介に先立つて、まず著者竹田定簡について簡単にふれておこう。定簡は、字を子得といい、通称助太夫、瀟韵は号である。若くして竹田家の世職であった修猷館祭酒を襲つたが、のちこれを辞して伊勢に遊学、さらに帰福して復職、学制改革、学館改築に尽力したという。明治二十二（一八八九）年十月二十二日没、享年七十五歳であった。⁽⁵⁾

ついで『備考』成立の過程を「太宰府備考序」から窺つてみよう。まず、その執筆の契機となつたのは、郡奉行矢野昭徳⁽⁷⁾から太宰府旧蹟碑の撰文を依頼されたことであつた。これに対して、定簡は「古書を歴閲」して、推古帝紀から後土御門帝に至るまで六〇〇年余りの間の、府に関する記事を抄録して小冊子として『備考』を作つたという。同

書に所載された太宰府旧蹟碑には嘉永五（一八五二）年とあり、後述する矢野からの撰文依頼書簡には「十一月廿九日」の日付がみえるから、嘉永四年から五年頃のことであろう。しかし、この書は「重複序無く、首尾決裂」した状態であったため、筐笥にしまい込んだまま十数年を経たが、慶応三（一八六七）年、岡村文右衛門⁽⁸⁾に請われて校正・淨写したのだ、とされている。したがって、『備考』が現存の形に整えられたのはこの時であつたと考えられる。

こうしてできあがつた『備考』の内容構成を以下に示しておこう。最初に、文政三（一八二〇）年、礎石現改⁽⁹⁾図作成の際、郡方が国学者青柳勝次⁽¹⁰⁾に問い合わせたことがあつたが、それに対する青柳の回答が記されている。ついで、郡奉行矢野太左衛門（昭徳）が先賢の遺志を継ぎ、建碑を企図したこと、さらにその伺書、および定簡への撰文依頼書簡が続く。その後に「右の都合に付、銘文起筆の前、古書取調子書抜書面如左」とあり、『備考』の中核ともいべき諸書よりの抜粋記事が記されているのである。

そこで『備考』に引用された書目を一覧にしてみたのが第1表である。この表に拠りつつ、『備考』の特徴を考えてみよう。まず福岡藩の古代大宰府研究における『備考』の位置づけという点からは、その記述が貝原益軒『筑前国統風土記』（以下『統風土記』と略称）、および青柳種信『太宰府志』を基本としているといえるようだと思ふ。それは、たとえば諸書から引用が最初に『統風土記』太宰府旧址項の冒頭部分に始まること、また大宰府官制に関する記述も『統風土記』の引用に拠つており、さらに官員一覧は『太宰府志』所収のそれを襲つていてことなどに表れていよう。また、執筆の動機という点からみると、郡奉行矢野が政庁跡荒廃を慨嘆したことに端を発してお

り、前稿において取りあげた、近世後期における上野勝従『太宰府考』や伊藤常足『太宰府徵』などが、やはり政庁跡荒廃を目の当たりにして執筆されたことと一脈通じる点があるといえよう。

一方、この『備考』の記述において他書と比較して特徴的と思われるは、大宰府の変遷を、その呼称の変化によって跡づけている点である。すなわち、『日本書紀』推古紀にみえる筑紫大宰をはじめとして都督府、鎮西府、外朝という呼称とその初見をおさえ、これを軸にして大宰府の変遷を整理している。この観点は、そのまま太宰府旧蹟碑の碑文構成に反映されているのである。この諸書抜粋記事の最後に右にて古書の太宰府に関する處の書の抜書相済、是より摘要撰碑銘左の如し、

とあり、太宰府旧蹟碑と題する碑文案が掲げられている。これについては、次章において検討したい。

最後に『備考』は、この碑文案のその後を記して終わっている。それによると、福岡藩主黒田長溥参觀の折にこれを江戸へ持参し、徳川斉昭の聞き及ぶところとなり、斉昭に篆額を依頼したという。この時、斉昭の書に対して家臣（すなわち竹田定簡）の撰文では憚りがあるとして、これを長溥自作のものとすることとなり、多少の書替を佐藤拾蔵（一斎）に依頼した。しかし、その後、長溥も帰国し、また斉昭も隠居するなどし、歳月が過ぎて、結局そのままになってしまったものという。すなわちこれが、太宰府旧蹟碑が建碑に至らなかつた事情であつたと考えられる。⁽¹²⁾

第1表 『備考』引用書目一覧

引用書目	内容等	留意事項
筑前国続風土記	続風土記「太宰府旧址」を冒頭部分より引用、日本紀推古天皇十七年四月条を含む。	太宰の初見を指摘する。また、続風土記は日本紀を「筑紫太宰府奏上」とするが、備考は「府」字が不要であることを指摘する。
日本紀孝徳天皇五年正月	日向臣の筑紫太宰帥任命。	
日本紀天智天皇六年十一月、七年七月ほか二条	筑紫都督府の記事、及び筑紫率・筑紫帥の任命記事。	都督府の初見、また「帥」字の始用を指摘する。
続日本紀聖武天皇天平十四年正月、同十五年十二月、同十七年六月	太宰府廃止、鎮西府設置、太宰府復置。	鎮西府の初見を指摘する。
職原鈔	鎮西府設置、及び太宰府官制（任期、親王任官、左遷など）に関する記述。	太宰府から鎮西府は、ただ呼称が変わっただけ、と指摘する。
筑前国続風土記	太宰府官制に関する部分を引用。	
文德実録卷四	滋野貞主上表文。	
三代実録卷十六	清和天皇の詔。	「鎮西者是朕之外朝」とあり、外朝という呼称の存在を指摘する。
職員令太宰府官員	太宰府官員の一覧。	青柳種信『太宰府志』所収官員一覧とほぼ同じ。
続日本紀	官人の任期を四年から五年とする記述。	
衛禁律	筑紫城、太宰府垣を越えた場合の罰則規定。	
本朝文粹卷二	三善清行の意見封事。	
〔藏司仕丁二人〕・〔守辰仕丁六人〕太宰府志	太宰府志で、前掲官員一覧の後にある「官人の職掌」からの引用。	
百練鈔	觀世音寺炎上・供養の記述。	
外記局日記	觀世音寺焼亡に関する記述。康治七年は康治二年の誤り。	外記局日記とは本朝世紀のこと。
類聚国史卷百八十	大野城の四王院に関する記述。	
続風土記	梓弓献上記事。また安徳天皇・平家の太宰府入りに関する記述。	
菅家後草卷十三	「不出門」の詩。	続風土記を引用。
菅家後草	「南館夜聞都府礼仏懺悔」の詩。	太宰管内志を引用。
万葉集廿巻	東国防人歌の一部。	「遠の朝廷」という表現がみえる。
続日本紀和銅二年二月	觀世音寺造営に関する記述。	
三代実録卷廿二	貢綿亀惡に関する記述。	
管内志	鎮西府に関する記述。	
武藤少弐系図	武藤資頼に関する記述。	
宗祇筑紫紀行	天智天皇居木の丸殿に関する記述。	天智天皇の木の丸殿を太宰府と結びつけるのは誤り、と指摘する。
続風土記	学業院址に関する記述。	
延喜雜式	釈奠に関する記述。	
(延喜) 民部式	蕃客儲米に関する記述。	
新古今集	菅原道真の刈萱闌の和歌。	
宗祇筑紫紀行	刈萱闌に関する記述・和歌。	太宰管内志を引用。また、これによって文明年間(1469~1487)には、太宰府は礎石のみとなっていたと指摘する。

〔備考〕前掲註(3)拙稿で指摘したように古代のダザイフの表記としては「太宰府」が正しいが、近世の著作類ではほとんど例外なく「太宰府」が使用されている。したがって、ここでは混乱をさけるため、原文によつて「太宰府」と表記することとした。

第二章 碑文の比較検討

本章では、太宰府址碑の碑文と『備考』所載の太宰府旧蹟碑のそれとの、やや詳細な比較を行つてみたい。その際すでに指摘したように、両者の共通点のみならず、相違点も含めて検討してみる必要があろう。以下、両方の碑文を対照させながら記載してみることにしよう。⁽¹³⁾

〔太宰府旧蹟碑〕

〔太宰府址碑〕

太宰府旧蹟碑

〔1〕上古剏太宰府以為西方重鎮

(a) 壤之廣者程之遠者管鎮不可

重也筑紫之為壤最廣其距帝都不為
不遠況新羅高麗百濟等之朝貢於我

者皆湊於此故太宰帥古以親王任之
其為重鎮可知矣國朝置府蓋在上古

(b) 而太宰之名始見于推古紀

推古帝紀

〔3〕天智帝時稱都督府

〔4〕聖武帝時稱鎮西府

(5) 清和帝詔謂為外朝其盛可知

(e) 清和朝曰外朝皆謂太宰府也

(14)

(o)

(6) 延喜中菅公謫為府權帥

其不出門詩有都府樓纔看瓦色之句
而樓之建不詳其歲月

(7) 世伝安德帝西狩駐蹕當時尚

(g) 寿永中安德帝西狩駐蹕當時

存旧制云

尚存旧制云

鼓嶺之麓 思川之浜 府樓灰滅 官僚允肅 制度允嚴 九州維宰

殘礎星陳 歲月悠邈 陸谷變遷 三韓維監 边戍有備 桦弓為林

菅公之詠 万古炳焉

府樓湮滅 縱縷星霜 磬石散列 昇降有序 水漏報音 悠悠風雨

思川水枯 鼓峯霧結 千載之下

(h) 既而王綱解紐源賴朝以天野
遠景為鎮西奉行

(8) 自鎌倉府以武藤資賴為太宰
少弐子孫世官府政大變

(i) 建久中武藤資賴任太宰少弐
子孫襲職府制亦大變

(9) 下至足利氏之衰府樓亦廢矣

(j) 降至足利之衰府府廈遂廢矣

(10) 今壠間礎石存二百有三而曹
局所在不可復弁但大門都府樓其蹟

(k) 今礎石存于壠間者二百有
余當時曹局所在雖不可復弁府門府
可驗也

(11) 傍近又有礎石百三十有三伝
為藏司遺址其實不可考焉

(l) 傍近伝為藏司遺址亦存礎
石一百三十有余

(12) 學業院及水城皆為府設者亦
復湮圮僅知其處耳

(m) 學業院水城萱闕亦湮圮僅
知其處耳

(13) 郡奉行矢野昭徳奉命樹碑于
樓趾將伝古蹟于無窮屬余識其由若
夫府帥政蹟之懿國史之文具矣故不
復述為銘曰

(n) 清承乏令于本県六年於此
令禁之今茲庚辰御笠郡之諸子慨其
終湮滅請建碑以紀之清已嘉其拳捐
貲助之乃作銘曰

凄風寒月

(15) 嘉永五年壬子本藩督學

(p) 陸軍大將兼左大臣議定官二

竹田定簡謹撰

品大勲位熾仁親王篆額

福岡県令從五位勲四等渡辺清撰正

五位日下部東作書

明治十三年八月建 鳩山翠豊刻字

一見して、下段「太宰府址碑」の碑文が上段「太宰府旧蹟碑」のそれを襲っていることは明らかであろう。たとえば(b)～(e)は、それぞれ対応する(2)～(5)とほとんど同内容である。以下、(6)～(12)についても、これらに対応する(f)、(g)、(i)～(m)がほとんど同内容を記していることが知られる。以下、もう少し具体的にみてみよう。

(2)～(5)は、筑紫太宰の初見、および太宰府呼称の変遷にふれた部分である。前述したように、この観点は『備考』の記述に特徴的なものであり、それが碑文案の構成にも反映されているのだが、太宰府址碑もこれをそのまま踏襲しているのである。さらに後続の(6)～(12)についても、同様である。内容的にもそうであるが、表現についても、一部で字句を違える一方で、すでに伊東が指摘するように「相似た所」が多く存する。このように、太宰府址碑の碑文は定簡の太宰府旧蹟碑のそれを下敷きに造作されたとみてよい。ここで注目したいのは、残存の礎石数に関する記述である。太宰府旧蹟碑は、太宰府跡に二〇三、藏司跡に一三三が遺存する、と記す。これは『備考』所引の文政三年礎石現改図による数値である。つまり、『備考』の点については、現改図に拠っているのである。この数値は太宰府址碑においてはそれぞれ二〇〇有余、一二〇有余と記されており、やや

ほかされているものの基本的には変わらない。この点について、前述の「拓本でたどる保存の心」図録は、

この石碑の碑文には、政庁跡の礎石数は二〇〇有余、隣接する蔵司も一三〇有余と記されている。しかしその一〇年後には半減していることを考えれば、この碑文 자체が文政三年の図に準拠して書かれたとも考えられる。

とするが、すでにみたように現改図に依拠した『備考』の数値を少しほかして踏襲したものだったのである。

その一方で、両者で相違する箇所もある。次にその点を検討してみたい。第一は(1)と(a)の箇所である。両者はそれぞれ対応するが、比較的短文の(1)に対し、(a)はやや長文である。内容的にみると、(1)は上古、太宰府を置いて西方の重鎮とした、と記す。これに対しても(a)は筑紫の土地の広大さ、帝都から遠く距たることをあげ、新羅・百濟・高句麗朝貢の湊でもあることから、太宰帥には親王を任じており、その重鎮たることが知られる、また太宰府が置かれたのは上古にある、と記している。しかしここでも、上古、あるいは重鎮の語は両者に共通しており、(a)は(1)を踏襲しつつ、これにやや詳細な説明を加えたものとみることができよう。第二の相違は、(13)～(15)、および(n)～(p)の箇所である。建碑の由来と撰者などを記している。このうち(13)と(n)の相違については次章であらためて検討することとした。第三は、(14)と(o)、いわゆる四言詩の部分である。ここでは(o)を読み下して掲げ、(14)と比較してみるとしよう。なお、(14)の箇所については第三章に掲げた読み下しがほぼ同文である。参照されたい。

官僚は允に肅たり 制度は允に嚴たり 九州は維れ宰り

三韓を維れ監す　辺戍に備え有り　梓弓は林を為す

昇降に序有り　水漏、音を報ず

悠々たり、風雨

府樓は湮滅す　縣縣たり、星霜

礎石は散列す

思川の水は枯れ　鼓峯に霧結ぶ

千載の下

風凄く月寒し

この箇所は（14）より句数が増加しており、一見大きく相違しているようである。たしかに前半部分は太宰府の管内支配や軍事的な役割、また三韓（朝鮮半島）に対する検監にふれており、また水漏は太宰府に設置されていたという漏刻のことであろう。こうした点は、（14）にはふれられていない。しかし後半部分に目を転じると、思川、鼓嶺（鼓峯）、府樓灰滅（府樓湮滅）、残礎星陳（礎石散列）など、字句の類似が認められる。もちろん、いずれも府樓の湮滅を慨した詩句であるから類似の表現はありえようし、またそれぞれの字句の用いられ方にも若干の違いがある。しかし、こうして比較してみると、この四言詩においても、やはり太宰府址碑は太宰府旧蹟碑を下敷きにしていることが認められるのではないかと思う。

さて、もうひとつの大きな相違点は（h）の箇所である。この部分だけ太宰府旧蹟碑に対応する箇所が存在しないのである。つまり、両者の比較のうえでは、太宰府址碑における唯一のオリジナルな箇所ともいえる。内容は、源賴朝が、天野遠景を鎮西奉行に任じたというものである。このことは、たしかに定簡が『備考』著述にあたって参照した益軒の『続風土記』、種信の『太宰府志』にはみられない記事であるが、種信の手になる『続風土記拾遺』には採られており、その点では太宰府址碑にのみ記されるオリジナルというわけではない。しかし、なぜこの記述が挿入されたのか、明治期における建碑の経緯と

もに次章において検証してみよう。

第三章 太宰府址碑造立経緯管見

さて、前章までみてきたように、明治十三年に造立された太宰府址碑は、その碑文が竹田定簡『備考』所載の太宰府旧蹟碑のそれに依拠していることが知られた。定簡は既述のごとく、明治二十二年に没するから、太宰府址碑造立の時にはまだ存命であった。とすれば、定簡は太宰府址碑造立に何らかの形で関わっていると推定されるのではなかろうか。こうした観点に立つて、福岡県立図書館寄託竹田文庫を調査したところ、いくつかの関連史料を得ることができた。本章では、この碑造立の経緯を管見の限りにおいて示しておきたいと思う。

まず取りあげたいのが、「太宰府旧蹟碑」（『竹田文庫仮目録』資料番号一六一八）である。竹田文庫には、同題の史料がいくつか存在するが、これはそのうちのひとつで、碑文の最後には「明治十二年己卯筑前國士竹田定簡謹撰」、その後に「碑面ハ左ノ通ナリ是則本紙ナリ」との書き込みがある。すなわち、この文言によれば、これが明治の建碑にあたって最終的に確定した定簡撰の碑文案であつたことになる。この史料には付加の文字と抹消部分が数か所にみられるが、ここではそのままの形で、以下に読み下しを掲げておく。

太宰府旧蹟碑

上古、太宰府^帝を剱めて以て西方の重鎮と為す、而して筑紫太宰の字、始めて推古紀に見ゆ、天智帝の時、都督府と称す、聖武帝の時、鎮西府と称す、清和帝詔して謂いて外朝と為す、典制の盛、由来久し。延喜中に及び、菅公、謫して府權帥と為す、其れ不出門の詩に都府

楼は纔に瓦色を見るの句有り、而れども樓の建つや、其の歲月を詳らかにせず、世に伝えて安徳帝、西に狩りして蹕を駐む、當時、尚旧制を存すと云う、鎌倉府の武藤資頼を太宰少式と為せしより、子孫、官を世ヨコニ_{（安字ヲ拂）}（ヨコニ）て府政、大いに変ず、（足利氏の乗るに追及びて）下りて足利氏の衰るに至りて、（林陣達、貞藤拙堂、（ヨコニ）府樓亦廢せり、今、壠間の礎石、二百有三を存す、而るに当時の曹局の所在、復弁すべからず、但し大門、都府樓、其の蹟驗すべきなり、傍近に又礎石百三十有三有り、伝えて藏司の遺趾と為すも、其の実、考うべからず、学業院及び水城、皆府の為に設くる者も亦復湮圮して僅かに其の處を知る耳、

県令渡辺○○

御笠郡の博古集等、県令の命を受け、碑を樓趾に樹てて將に古蹟を無窮に伝えんとして、属して其の由を銘（識）さしむ、因りて數言を弁ず、夫れ府帥、政蹟の懿の若きは、国史の文に具さなり、故に復た述べず、銘して曰わく、

鼓嶺の麓	思川の浜	府樓、灰滅し
残礎、星陳す	歳月綿邈たり	陵谷、変遷す
菅公の詠	万古に炳然たり	

明治十二年己卯筑前國士竹田定簡謹撰

碑面ハ左ノ通ナリ是則本紙ナリ

「府」字や「帝」字は書写する際の脱漏とも考えられる。實際「備考」所載の碑文案にはいずれの文字も存する。また足利氏云々の部分は、定簡が批評を依頼した林陸達、斎藤拙堂両者の修正のうち、拙堂のそれに従つたことを示している。問題なのは次の建碑の由来を記した部分である。前章で示した「備考」所載大宰旧蹟碑の(13)では当然ながら、郡奉行矢野昭徳が命を承けて建碑を企図し、定簡に撰文を

依頼したという内容になつてゐる。しかし、この碑文案ではその主体が「御笠郡博古」となつてゐる。さらに同じ箇所に「県令渡辺」、あるいは「県令の命を受け」といつた字句がみられる。つまりこれによれば、時の福岡県令渡辺清が建碑に何らかの関わりを持つていたことが推察され、定簡はその関与を示す文言を加えようとしたが、最終的に抹消されているように、結局、これを採らなかつたのであろう。しかし一方、前章の太宰府址碑(n)は、御笠郡の諸子がその湮滅を慨して建碑を請うたが、福岡県令渡辺清はこれを嘉して捐貲し、銘を作つた、となつてゐる。いつたいどのような過程を経て、現在の太宰府址碑の碑文はなつたのであろうか。

この点について、参考になると思われる史料が翻刻掲載した部分にある。それはその表紙の次に貼り込まれた一紙に記されているものである。そこには

吾が徒、嘗て太宰府古址の竟に湮滅するを慨して、府址に碑を建て、旧藩督学竹田定簡の曾て撰する所の碑文を刻み、以て其の不朽を要し、これを官に請わんと欲す、県令渡辺君、大いに其の志を嘉し、捐貲して其の挙を助け、且つ、為に自ら碑銘を撰す、是に於いて相議してこれを建つと云う、(原漢文)

とある。この文と太宰府址碑(n)とを比較してみれば、若干ニュアンスが変化していることに気づくであろう。この文には、碑文はかつて定簡が撰したものであることが明記されているが、(n)にはそれが欠落しており、なお後半部分がほぼ同じ文章で踏襲されているのである。さらに、竹田文庫資料番号三四三一の(1)と(2)の間(第一章参照)にも一紙の貼込があり、そこにもこれと同文が写されてゐる。ただ、これは裏返しに貼り込まれており、ために鏡文字になつて

いる。そこには欄外に

△ト云テヲイテ、コノ碑□カリ写トリテ自分ニ作リテ盜ミ文ヲタ
テタ□ナリ

との書き込みがある。冒頭の△は記号で、写された文章の方にも同様の記号が付されており、察するにこの書き込みが「捐貲して其の挙を助け、且つ、為に自ら碑銘を撰す」と言う部分にかかることを意味するものと思われる。いずれにしても、この書き込みからは、建碑に関して二人の間になんらかの確執があつたのではないか、と憶測されるのだが、残念ながらその詳しい事情は、現段階では不明とせざるを得ない。ただ、渡辺の撰とされる碑文が、定簡の太宰府旧蹟碑のそれを下敷きとしていることは、これまでの検討から明らかであり、その意味では、第二章で述べた(a)、(o)における字句、四言詩の追加や(h)天野遠景の事績の追加は、渡辺のオリジナリティの主張とみることができるかもしれない。

おわりに

以上、三章にわたって、「備考」の内容紹介、同書所載太宰府旧蹟碑と太宰府址碑との関連、および太宰府址碑造立の経緯について論じてきた。本稿は、もともと両碑文の関係から説き起こして、太宰府址碑造立の過程を探ることを構想していた。しかし、調査いまだ及ばず、その詳細は不明のままである。にもかかわらず、あえて公にさせていただけたのは、太宰府址碑の碑文が太宰府旧蹟碑のそれを下敷きにして造作されていることはすでに指摘されているものの、これが周知されていないこともあり、両者の共通点のみならず、相違点をも含めて

検証し、その結果を示しておきたかったからである。この点、ご海容を乞うとともに、ご教示を賜れば幸いである。

こうした次第であるから、残された課題はすこぶる多い。実は竹田文庫には、定簡の元治・慶応から没年に至る日記が残されている。「備考」や建碑に関係すると思われる部分をざつと通覧して、いくつか関連記事を見出すことができたが⁽⁴⁾、これを精査することが必要であろう。また今回は、翻刻した『備考』も含め、竹田文庫をその素材として利用させていただいたが、それ以外の史料をほとんど利用していない。この建碑問題に関連する史料の博搜、これが最も大きな課題である。しかし近世史、または近代史には門外漢であるわたくしにとって、これはかなり重い課題であるが、機会をとらえて、調査は続行したいと思う。また、この問題に関して、ことに近世史、近代史研究者諸賢によつて考察が深められることを期待したい。

註
(1) 「福岡藩儒竹田家の人々(二)」『筑紫史談』第七十九集、一九四一年。

(2) 「福岡県史」通史編 福岡藩文化(上) 一八二頁、福岡県、一九九三年。

(3) 拙稿「古代大宰府研究」「古都太宰府の展開」太宰府市史通史編別編、太宰府市、二〇〇四年。

(4) 竹田文庫研究会編、二〇〇六年。

(5) 抜粋記事には冒頭に○印が付されている。その多くには、さらに×印が重ね書きされており、この×印の付された記事が「備考」本編に載録されたと考えられる。一方、○印のみで×印を付さない記事は本編には載録されていない。

(6) 前掲註(1)伊東論文所収「竹田瀟翁墓碑之銘」に拠る。

(7) 矢野は幼名元之丞、のち名を太左衛門と改め、また竹齋と号した。明治五(一八七二)年正月二十九日に病没、享年六十七歳。「矢野昭徳墓銘」(福岡県碑誌)筑前之部、大道学館出版部、一九二九年)に拠る。

- (8) 定簡の「日記」(『竹田文庫仮目録』資料番号三八九七)慶應三年六月三日条にみえる岡村文右衛門のことである。なお同条によると、この頃、長崎奉行が都府楼の古瓦を入手した際、「樓の事記たる物」を所望し、これを岡村に依頼したこと、定簡がこれに応えて太宰府旧蹟碑文を書き送ったことがみえる。ちなみに管見によれば岡村は、『従二位黒田長溥公伝』(川添昭二・福岡古文書を読む会校訂『新訂 黒田家譜』第六卷(上)(中)(下)所収、文献出版、一九八三年)に長崎聞役としてしばしば登場する。
- (9) この図については『太宰府市史』考古資料編(太宰府市、一九九二年)六九三頁以下を参照。
- (10) 青柳種信のこと。種信については大熊浅次郎「筑前国学の泰斗青柳種信年譜の梗概」(『筑紫史談』六二、一九三四年)を参照。また近年の簡便なものとしては、麻生善三「青柳種信」朝日新聞社福岡本部編『はかた学6 博多町人と学者の森』(葦書房、一九九六年)がある。
- (11) 前掲註(3)拙稿参照。
- (12) この点については、すでに前掲註(1)伊東論文に記述がある。なお前掲註(8)「日記」慶應三年六月八日条も、ほぼ同様の経緯を記す。
- (13) 「備考」所載太宰府旧蹟碑文には、斎藤拙堂および林陸達による校閲が書き込まれているが、ここでは校閲以前の碑文案を示した。後掲の「備考」翻刻を参照。
- (14) その一条については註(8)、註(12)においてふれた。また、「日記」(『竹田文庫仮目録』資料番号三九一〇)明治十二年十一月十三日条、同年十二月十六日条にも太宰府旧蹟碑のことがみえている。
- 〔付記〕本稿が成るにあたって、福岡県立図書館郷土資料課中野里恵氏には竹田文庫の資料閲覧に際し大変お世話になった。また久留米大学吉田洋一氏には、竹田文庫の原蔵者である竹田準氏をご紹介していただいた。そして竹田準氏には、「備考」翻刻掲載に関してご快諾をいただいた。それぞれ記して深謝の意を表したい。

(しげまつ・としひこ 太宰府市市史資料室嘱託)